

住民基本台帳制度等における委託に係る規制の現状（条例）

文責：総務省自治行政局市町村課

○住民基本台帳法（昭和四十二年七月二十五日法律第八十一号）

【既存住基】

【住民票に係る磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準（昭和61年2月4日自治省告示第15号）】

【住基ネット】

【住民基本台帳の一部の写しの閲覧】

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十八号）

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年六月二日法律第五十一号）

○国家公務員法（昭和二十二年十月二十一日法律第二百十号）、
地方公務員法（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）

→資料 4 - 1 参照

<個人情報保護条例の例>※委託（特に再委託を含む）業者に罰則をかけている例

○草加市個人情報保護条例（平成12年12月21日 草加市条例第31号）

○和泉市個人情報保護条例（平成11年3月25日条例第3号）

○世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月12日条例第2号）

○草加市個人情報保護条例（平成 12 年 12 月 21 日 草加市条例第 31 号）

規制	罰則	備考
<p>（委託等に伴う措置等）</p> <p>第 10 条 実施機関は、個人情報取扱事務受託者等に事務又は業務を委託し、若しくは行わせようとするときは、<u>個人情報の適正な管理に関する契約又は協定上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>個人情報取扱事務受託者等は、個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失等の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>3 <u>個人情報取扱事務受託者等若しくはその役員、職員等又はこれらの者であった者は、その事務又は業務に関して知り得た個人情報に関する秘密を漏らしてはならない。</u></p>	<p>第 48 条 次の各号の一に該当する者は、<u>1 年以下の懲役又は 30,000 円以下の罰金に処する。</u></p> <p>(1) <u>第 9 条第 3 項の規定に違反して秘密を漏らした者</u></p> <p>(2) <u>第 10 条第 3 項の規定に違反して秘密を漏らした者</u></p> <p>第 51 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して第 46 条から前条まで(第 48 条第 1 号の規定を除く。)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その<u>法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。</u></p>	<p>※その他、個人情報を取り扱う事業者に対し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずる等の規定がおかれている。</p>
<p>（個人情報取扱事務受託者等の事務又は業務の登録）</p> <p>第 11 条 実施機関は、<u>個人情報取扱事務受託者等に事務又は業務を委託し、若しくは行かせたときは、次に掲げる事項を市長に届け出てその登録を受けなければならない。</u></p>		

<p>(1) <u>個人情報取扱事務受託者等の事務又は業務の名称</u></p> <p>(2) <u>個人情報取扱事務受託者等の事務又は業務の目的</u></p> <p>(3) <u>個人情報取扱事務受託者等の事務又は業務で取り扱う個人情報の記録の項目</u></p> <p>(4) <u>個人情報取扱事務受託者等の名称</u></p> <p>(5) <u>その他規則で定める事項</u></p> <p>2 実施機関は、前項の登録に係る事項を変更し、又は同項の登録に係る事務の委託をやめ、若しくは業務を廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>3 市長は、前 2 項の届出に係る事項を記載した登録簿を一般の閲覧に供さなければならない。</p>		
<p>(個人情報取扱事務受託者等に対する立入検査等)</p> <p>第 12 条 市長は、個人情報取扱事務受託者等の事務又は業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、<u>個人情報取扱事務受託者等に対し、当該事務若しくは業務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又は市の職員に、当該個人情報取扱事務受託者等の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該事務若しくは業務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</u></p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>第 49 条 <u>第 12 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、300,000 円以下の罰金に処する。</u></p> <p>第 51 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して第 46 条から前条まで(第 48 条第 1 号の規定を除く。)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その<u>法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。</u></p>	
<p>(不正記録行為等の禁止等)</p> <p>第 13 条 何人も、<u>不正記録行為をしてはならな</u></p>	<p>第 47 条 次の各号の一に該当する者は、<u>1 年以下の</u></p>	<p>【定義】(条例 2 条) 「不正記録行為」…実施機関等</p>

- い。
- 2 何人も、故意又は過失にかかわらず、不正記録媒体を譲り受け、所持し、若しくは第三者に譲り渡し、又は不正複写行為をしてはならない。
- 3 前 2 項の規定は、草加市外のすべての者にも適用する。
- 4 市長は、第 1 項又は第 2 項の規定に違反する行為をした者に対し、不正記録媒体の提出、不正複写行為の中止又は当該行為の中止を確保するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。

- (1) 第 13 条第 1 項の規定に違反して不正記録行為をした者
- (2) 第 13 条第 2 項の規定に違反して、不正記録媒体であることを知り、又は重大な過失によりこれを知らずに、当該不正記録媒体を譲り受け、所持し、若しくは第三者に譲り渡し、又は不正複写行為をした者

第 46 条 第 13 条第 4 項の規定による市長の命令に違反した者は、2 年以下の懲役又は 1,000,000 円以下の罰金に処する。

第 51 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して第 46 条から前条まで(第 48 条第 1 号の規定を除く。)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

以外の者が実施機関が保有する個人情報ファイルの全部又は一部を実施機関等以外の者が保有する電磁的記録媒体に記録する行為。

「不正記録媒体」…次のア・イのいずれかに該当するもの。

ア 実施機関が保有する個人情報ファイルの全部又は一部が記録された電磁的記録媒体であつて、第 9 条第 3 項又は第 10 条第 3 項の規定に違反して譲り渡されたもの

イ 不正記録行為又は不正複写行為により実施機関が保有する個人情報ファイルの全部又は一部が記録された電磁的記録媒体

「不正複写行為」…不正記録媒体に記録されたものの全部又は一部を他の電磁的記録媒体に記録する行為。

(不正記録行為等をした者に対する立入検査等)

第 14 条 市長は、前条第 4 項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第 1 項又は第 2 項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又は市の職員に、これらの規定に違反していると認めるに相当の理由がある者の建物に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第 50 条 第 14 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、200,000 円以下の罰金に処する。

第 51 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して第 46 条から前条まで(第 48 条第 1 号の規定を除く。)の違反行為をしたときは、その行

<p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>為者を罰するほか、その<u>法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。</u></p>	
<p>(不正記録行為等の事実の公表)</p> <p>第 15 条 市長は、第 13 条第 4 項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないとき、前条第 1 項の規定による報告を求められた者がその報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は同項の規定による検査の対象となる建物若しくは物件の占有者等がその検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その<u>事実を公表</u>することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、市長の命令に従わない者等に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えるとともに、審議会の意見を聴くものとする。</p>		

○和泉市個人情報保護条例（平成 11 年 3 月 25 日条例第 3 号）

規制	罰則	備考
<p>(不正な複製等の禁止)</p> <p>第 12 条 何人も、<u>正当な理由がなければ、公文書又は磁気テープ等に記録された個人情報の全部又は一部を他の記録媒体に複製してはならない。</u></p> <p>2 何人も、<u>正当な理由がなければ、前項の規定に違反して記録媒体に複製された個人情報の全部又は一部を他の記録媒体に複製してはならない。</u></p> <p>3 何人も、<u>正当な理由がなければ、公文書若しくは磁気テープ等又は前 2 項の規定に違反して個人情報の全部若しくは一部が複製された記録媒体を所持し、譲り受け、借り受け、譲り渡し、又は貸し渡してはならない。</u></p>		
<p>(不正な複製等に係る勧告及び命令)</p> <p>第 13 条 市長は、<u>前条の規定に違反する行為をした者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。</u></p> <p>2 市長は、<u>前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p> <p>3 市長は、<u>前 2 項の規定にかかわらず、前条の規定に違反した者がある場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反</u></p>	<p>(市長の命令に違反した者等に係る罰則)</p> <p>第 52 条 第 13 条第 2 項又は第 3 項の規定による命令に違反した者は、<u>6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>2 (略)</p>	

<p>者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 市長は、前 3 項の規定による勧告又は命令をしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ審査会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。</p> <p>5 前項ただし書に規定する場合においては、事後速やかに、審査会に報告しなければならない。</p>		
<p>(報告の聴取及び立入検査)</p> <p>第 14 条 市長は、前条第 2 項又は第 3 項の規定による命令に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、第 12 条の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、<u>必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、同条の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の建物に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</u></p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>(市長の命令に違反した者等に係る罰則)</p> <p>第 52 条 (略)</p> <p>2 <u>第 14 条第 1 項の規定に違反して報告を拒み、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30 万円以下の罰金に処する。</u></p>	
<p>(委託に伴う実施機関の責務)</p> <p>第 17 条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部の処理を委託しようとするときは、委託に関する契約書に個人情報の漏えい等の防止に関する事項、契約に違反したときの契約解除及び損害賠償に関する事項等を明記するなど、</p>		<p>※その他、個人情報を取り扱う事業者に対し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずる等の規定がおかれている。</p>

<p><u>個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p>		
<p>(受託者等の責務)</p> <p>第 18 条 実施機関から個人情報取扱事務の処理の委託を受けたもの(再委託等により当該個人情報取扱事務の処理を取り扱うものを含む。以下「受託者」という。)は、<u>個人情報の漏えい、滅失、損傷及び改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 受託者は、<u>実施機関の承認を受けずに、受託した事務を第三者に委託してはならない。</u></p> <p>3 受託者及び受託者が受託した個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、次の行為をしてはならない。</p> <p>(1) <u>受託した事務に係る個人情報を不当な目的に使用すること。</u></p> <p>(2) <u>実施機関の承認を受けずに、受託した事務に係る個人情報を第三者に提供すること。</u></p> <p>(3) <u>実施機関の承認を受けずに、受託した事務に関して取得し、又は作成した個人情報が記録されている文書、図画、写真又は電磁的記録を複写し、又は複製すること。</u></p>	<p>(職員等に係る罰則)</p> <p>第 48 条 次の各号のいずれかに掲げる者が、<u>正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報の集合物であって、実施機関(第 3 号に掲げる者にあつては、当該指定管理者)が保有するものうち、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)</u>を提供したときは、<u>2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>(1) 市の職員又は職員であった者</p> <p>(2) 第 18 条第 1 項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者</p> <p>(3) 市の公の施設の指定管理者の事務に従事している者又は従事していた者</p> <p>第 49 条 前条各号に規定する者が、その事務に関して知り得た個人情報であつて、実施機関(前条第 3 号に掲げる者にあつては、当該指定管理者)が保有するものを自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、<u>1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。</u></p>	
<p>(受託者に係る勧告及び公表)</p> <p>第 19 条 市長は、受託者又は受託者が受託した個人情報取扱事務に従事している者若しくは従事していた者が前条第 2 項又は第 3 項の規定に違反していると認めるときは、当該受託者に対し、<u>行為の是正その他必要な措置を講ずべき旨を勧告することができる。</u></p> <p>2 市長は、受託者が前項の規定による勧告に従わないときは、<u>その旨、勧告の内容及び当該受</u></p>		

託者の氏名又は名称を公表することができる。

- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ受託者にその理由を通知し、意見陳述の機会を与えるものとする。

○世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月12日条例第2号）

規制	罰則	備考
<p>（委託に係る措置）</p> <p>第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務の処理を区の機関以外のものに委託する（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合を含む。以下同じ。）ときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、個人情報を保護するため、次に掲げる措置その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（1）委託する相手方の選定に当たっては、そのものが個人情報の適正な管理及び安全保護を図ることができるものであることを確認すること。</p> <p>（2）委託契約等において、個人情報の秘密保持に関することその他の規則で定める必要な条件を付すこと。</p>		<p>※その他、個人情報を取り扱う事業者に対し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずる等の規定がおかれている。</p>
<p>（受託者等の責務）</p> <p>第13条 実施機関が個人情報を取り扱う業務の処理を区の機関以外のものに委託した場合（当該区の機関以外のもの又は当該業務の処理の一部を受託したものが更に委託した場合を含む。）において、当該受託業務の処理を行うものは、個人情報の紛失、破損、改ざんその他の事故及び個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理及び安全保護を図るために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知</p>	<p>第53条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第13条第1項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された電子個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、<u>2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。</u></p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、<u>1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。</u></p>	

り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、 又は不当な目的に使用してはならない。		
---	--	--